

特命随意契約理由書

196

件 名	加圧給水ポンプユニット交換業務（淡路町住宅）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	淡路町住宅のB1Fにある受水槽から各戸（5F～12F）へ送水するための加圧給水ポンプが故障したため、一時（4時間程度）断水した。その後、復旧しているが、メーカーによると故障箇所の特定ができず、老朽化が主な原因であることは間違いないとのことだった。いつ停止するか分からない不安定な状態であるため、緊急で加圧給水ポンプを交換する必要がある。
選 定 理 由	現在、加圧給水ポンプは辛うじて稼働中であるが、いつ断水するか分からぬ状況の中、住宅の入居者には高齢者が多く、健康管理や生活上の観点から本業務は緊急性が高く、直ちに復旧する必要がある。 下記業者は、当該施設に設置されているポンプメーカーであり後継の機種により、スムーズに交換が可能である。また、製品自体が品薄で数カ月から半年かかる状況の中、1ヶ月程度で早急に納品が可能である。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 テラルテクノサービス株式会社 東京本社 住 所 文京区後楽2丁目3-28 K・I・S飯田橋ビル
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	2,090,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和5年4月14日まで
担 当 課	住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

169

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（4月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和5年4月1日
※契約金額	2,215,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和5年4月1日から令和5年4月30日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	お茶の水小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	お茶の水小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	実施場所であるお茶の水小学校には、民設民営の学校内学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エデュケーションナルネットワーク 住 所 千代田区富士見二丁目 11番 11号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,876,700 円 (消費税を含む) <small>※総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

401

特命随意契約理由書

件 名	区有施設における清掃工場発電余剰電力接続供給業務 (飯田橋車庫管理棟、飯田橋車庫車庫棟、三崎町中継所)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	清掃工場の排熱を利用して発電したCO ₂ 排出量の少ない電力の供給を受ける。
選定理由	<p>下記事業者は、清掃工場でのごみ焼却時の排熱から発電した余剰電力の販売等を目的に、東京23区清掃一部事務組合等の出資により平成18年10月24日に設立され、23区内の公共施設等へCO₂排出量の少ない電気を廉価で提供している。</p> <p>また、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第6条第1項第1号に基づき、清掃工場におけるごみ焼却時に発生する熱を有効利用した電力による調達をすべき場合には、下記事業者から電力を調達する。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称：東京エコサービス株式会社 住 所：東京都港区浜松町一丁目10番17号
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	12,725,000円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

208

件 名	千代田区議会ペーパーレス会議システム運用・管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	紙媒体を電子文書化し、クラウドサービスを利用したペーパーレス会議システムの運用、管理および操作研修会を行う。
選定理由	<p>導入 令和2年度 課契約による随意契約</p> <p>令和元年5月の改選後に各会派に調査した「条件整備等検討会での検討項目」で、多数の議員からペーパーレス化を推進すべきと意見があった。その後、令和元年7月から令和2年9月にかけて、条件整備等検討会のクラウドを使用したペーパーレス化の推進の検討を踏まえ、下記事業者の開発したシステムの採用を決定した。</p> <p>本業務は、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）で、既設の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>上記理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 東京インタープレイ 株式会社</p> <p>住 所 東京都中央区日本橋2・10・8 日本橋日光ビル7F</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	1,254,000円（消費税含む） ※総価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

408

特命随意契約理由書

件 名	千代田区公衆無線 LAN サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京都が公衆無線 LAN 整備を進める動きに合わせ、区民や来訪者・来街者への情報提供・発信のための公衆無線 LAN サービスの提供・管理を行う。
選 定 理 由	<p>平成 27 年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線 LAN サービス (CHIYODA Free Wi-Fi) を開始した。開始するために、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者にアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。</p> <p>本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 東日本電信電話株式会社</p> <p>住 所 東京都港区西新橋三丁目 22 番 8 号</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	36,867,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

292

件 名	千代田区立高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システムの保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、27千保在支発第241号で導入が決定した「千代田区立高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システム」について、そのシステムが適切に稼動することを目的として、保守に係る業務を委託する。
選 定 理 由	1 既諸室管理・案内システム機器は、平成27年度に下記事業者により導入したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ナカヨ 住 所 群馬県前橋市総社町一丁目3番2号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 (日)
※ 契約金額	1,120,020 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立四番町保育園仮園舎・四番町児童館仮館舎賃貸借(再リース)
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	四番町保育園仮園舎及び四番町児童館仮館舎の建物について、建物を継続使用するにあたり、令和9年6月30日までの再リース契約を行う。
選 定 理 由	<p>四番町保育園仮園舎及び四番町児童館仮館舎は、下記業者が建築・所有しているものであり、平成28年10月14日付契約番号638号により、令和5年3月31日までの賃貸借契約を締結している。</p> <p>本建物を使用している四番町保育園及び四番町児童館においては、(仮称)四番町公共施設が竣工し、新施設へ移転が可能になるまでの期間、保育園及び児童館の運営を継続する必要がある。</p> <p>そこで、本建物を継続して使用することが、保育園・児童館運営への影響が少なく、通園する園児・児童たちの保育環境を維持することに最も適している。</p> <p>なお、本建物は竣工後6年目で鉄骨造建築の耐用年数内であり、継続して使用するにも安全上問題ないと判断可能な建物である。</p> <p>よって、下記業者と改めて建物の継続使用に関する賃貸借契約を締結する。</p> <p>以上のことから、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 郡リース株式会社</p> <p>住 所 東京都港区西麻布3-20-16 西麻布アネックスビル</p>
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	86,394,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和9年6月30日まで
担 当 課	子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表

特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステム用ノートパソコンの追加分賃貸借(令和3年度不足分レンタル延長)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> (賃貸借)
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LANで使用していた旧ノートパソコンを賃借しているが、新システムにおいても緊急時の災害対策用端末として利用するため、令和5年度以降も賃貸借をする。
選 定 理 由	当該機器は、現在流通している新機種では対応していない、現行総合行政システムの稼働に必要なソフトウェアのバージョンを備えており、かつ新全庁 LANシステム用としてキッティング済みである。また、基盤構築事業者の動作保証済み端末である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：横河レンタ・リース株式会社 住所：東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト4階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,455,680 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和8年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステム用ノートパソコンの追加分賃貸借(令和4年度不足分レンタル延長)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> (賃貸借)
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LAN で使用していた旧ノートパソコンを賃借しているが、新システムにおいても緊急時の災害対策用端末として利用するため、令和5年度以降も賃貸借をする。
選 定 理 由	当該機器は、現在流通している新機種では対応していない、現行総合行政システムの稼働に必要なソフトウェアのバージョンを備えており、かつ新全庁 LAN システム用としてキッティング済みである。また、基盤構築事業者の動作保証済み端末である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：横河レンタ・リース株式会社 住所：東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 4 階
※ 契約年月日	令和 5 年 千 月 / 日
※ 契約金額	13,024,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

430

件 名	富士見出張所・区民館機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見出張所・区民館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	本出張所・区民館は、平成13年5月から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和4年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 富士保安警備 住 所 墨田区両国2-16-5
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	528,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田警察通りの道路工事等に係る保安業務（第319号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田警察通りの道路工事等の実施に当たり、保安管理の充実を図ることで、工事の円滑な履行を確保するため委託する。
選 定 理 由	<p>本件業務は、作業帯の保安や関係者の出入管理、あるいは施工中の第三者の誘導など多様かつ困難な対応を求められるほか、越権行為等のないように高度な法令知識を有する必要がある。</p> <p>このため、警備業法第22条第2項に基づく警備員指導教育責任者資格の所持者を、必要数配置し、業務履行のため現場で指揮することが求められるが、この資格者を本件業務に基づき、区からの実施日程の提示に合わせて、現場に配置し運営を行うことができる業者は限られる。</p> <p>また、類似する業務経験におけるノウハウをもとに、現場で円滑な業務を行うことができる実績を有していることも必要である。</p> <p>以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 シンテイ警備株式会社</p> <p>住 所 中央区新富1-8-8</p>
※ 契約年月日	令和5年4月4日
※ 契約金額	9796,710 円 (消費税を含む) <u>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。